

令和元年度第1回米子市農業委員会臨時総会議事録

招集年月日	令和元年7月18日(木)
招集場所	米子市淀江支所 2階大会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 6番 大太勇三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	8番 木村美紀委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 田邊雄一委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 岩佐清志委員 田口正廣委員 友森一夫委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 植田直道委員 池口稔委員 田中英省委員 高西早苗委員
欠席推進委員	仲本悟委員 大塚清徳委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 長谷川係長 妹尾主幹
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 来賓挨拶 3 会長職務代理者の選挙 4 その他 (1) 運営特別部会委員の選任について (2) 広報部会委員の選任について (3) H30年度利用状況調査結果の報告及び非農地認定の進捗及び予定 (4) ブロック別での検討会(仮称)について

議事開始 午後1時30分

事務局（宅和局長）

ただ今から令和元年度第1回米子市農業委員会臨時総会を開会いたします。はじめに定足数の確認をいたします。定足数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任する委員の過半数となっております。現在、在任委員18名中出席委員は17名ですので、定足数を満たしておりますことをご報告いたします。なお、欠席委員は、木村委員さんです。それでは、臨時総会開会にあたりまして、会長からあいさつをお願いします。

高西会長

こんにちは。昨夜から今朝にかけて大変な雨だったのですが、この雨が良かったか悪かったか、今日のご案内いたしましてご出席いただきまして、ありがとうございます。また、来賓の方は、ご案内しましたところ、上場会長をはじめご出席いただきまして、ありがとうございます。日頃はですねえ、米子市の農業委員会或いは最適化推進に対して、いろいろご指導いただき、いろいろな事でお世話をいただいて、大変感謝しております。今後とも一つよろしくお願ひしたいと思ひます。また、各委員さんは任期の最後の一年間でございます。しっかりと農家に寄り添っていただいて、いろいろな諸問題を、農家の為にお世話をいただきますようにお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

事務局（宅和局長）

ありがとうございました。

それでは、本日、多忙にもかかわらず、ご臨席をいただきました、来賓の方からご祝辞を賜りたいと存じます。

本日、米子市長は、他会議出席ということですので、米子市経済部長、杉村聡様お願ひいたします。

杉村経済部長

（ 祝 辞 ）

事務局（宅和局長）

ありがとうございました。続きまして、米子市議会議長渡辺穰爾様お願いいたします。

渡辺市議会議長

（ 祝 辞 ）

事務局（宅和局長）

ありがとうございました。続きまして、鳥取県農業会議の会長の上場重俊様に農業委員会系統組織の立場からお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

上場理事長

（ 祝 辞 ）

事務局（宅和局長）

ありがとうございました。続きまして、鳥取県西部総合事務所農林局局长、木嶋哲人様、お願いいたします。

木嶋農林局長

（ 祝 辞 ）

事務局（宅和局長）

ありがとうございました。続きまして、鳥取県農業農村担い手育成機構理事長、伊藤友昭様、お願いいたします。

伊藤理事長

(祝 辞)

事務局 (宅和局長)

ご臨席いただきましたご来賓の皆様からご祝辞をいただくのが本意でございますが、日程の都合によりまして、ご紹介のみとさせていただきます。ご紹介申し上げます。米子市議会都市経済委員長、稲田清様でございます。鳥取県農業農村担い手育成機構米子本部長、田村千明様でございます。鳥取県農業会議事務局長、倉益悦生様でございます。鳥取県農業会議農地組織課長、漆原広実様でございます。米子市経済部農林水産局長、中久喜知也様でございます。ご来賓の方は、大変ご多忙のところご臨席いただいております。ここで退席されますので、拍手でお送りいただきますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。総会の議長は、農業委員会会議規則第4条により、会長が務めることになっておりますので、会長さんに議長席をお願いいたします。

高西会長

それでは、日程3、会長職務代理者の選挙を行います。選挙に入る前に、選挙方法について事務局から説明してください。

事務局 (日浦係長)

選挙の方法についてご説明いたします。米子市農業委員会規則第2条で、会長及び会長の職務を代理する者の選挙は、委員による無記名投票でこれを行い、有効投票の過半数を得た者をもって当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじにより当選人を定める。委員会は委員中に異議のないときは、前項の選挙について、指名推薦の方法を用いることができると定められております。従いまして、委員さん方全員が指名推薦というご意見であれば指名推薦の方法を用いることとなり、1名でも投票というご意見があれば投票の方法を用いることとなります。なお、会長職務代理者の任期につきましては、従来より任期は1年ということとなっております。

高西会長

事務局から説明がありましたが、投票と指名推薦のうちいずれの方法によるかおはかりいたします。

遠藤農業委員

指名推薦でいきたいと思いますが。

高西会長

今、指名推薦という事で話がありましたが、いかがでしょうか。賛成の方は挙手お願いします。

(挙手多数)

高西会長

はい、ありがとうございました。そうしますと、指名推薦ということで決定しました。そうしますと、どなたか推薦がございますか。

遠藤農業委員

はい、議長。伊塚委員を指名推薦したいと思います。

高西会長

今、伊塚委員さんとありましたが、他にありませんかいね。はい、そうしますと他に無いようですので、伊塚委員さんを会長職務代理者に推薦するとありました、伊塚委員を会長職務代理者とすることにご異議ございませんか。

(異議なしとの声多数)

高西会長

ありがとうございました。そうしますと、伊塚委員が会長職務代理者に当選と決定いたしますので、よろしく申し上げます。それでは、伊塚委員さん、挨拶をお願いします。

伊塚農業委員

失礼します。五千石出身の伊塚でございます。本日は、職務代理ということで承認いただきまして、皆さん方ありがとうございます。今まで2年間、ずっと中本さんにやっていただきまして、私は何も出来ないと思いますけども、一年間、令和の元年ですので、後一年間、一生懸命、会長の元に頑張っていきたいと思っています。私も地域の中で、何と無しに誰もの意見を聞きながら、農家の方に寄り添った農業委員として頑張っていきたいというふうに心がけて今までできています。まあ、これから先いろんな場面で迷惑かけるとは思いますけど、ひとつよろしくお願ひします。今日は、どうもありがとうございました。

高西会長

続きまして、その他に入ります。まず、運営特別部会の委員を互選していただきたいとします。農業委員につきまして、認定農業者から1名、中立の委員さんから1名を選んでいただきます。認定農業者については、2番泉委員さん、6番大太委員さん、9番公本委員さん、14番田中委員さん、16番中本公平さん委員以上5名の認定農業者である委員さんは、1名の互選をお願いします。互選管理人は宅和局長をお願いします。中立の委員さんについては、8番の木村委員さんが欠席でございますが、10番の小西委員さんお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

小西農業委員

はい、大丈夫です。

高西会長

そうしますと、中立委員さんは、小西委員さんをお願いしたいとします。残る農業委員さんで1名の委員さんの互選を、お願いしたいとします。互選管理人は日浦担当事務局長補佐をお願いします。推進委員さんは、地区によらず2名の委員さんの互選をお願いしたいとします。互選管理人は、長谷川係長をお願いします。それでは今から暫時休憩とし、10分後に再開しますので、休憩中にそれぞれ互選会を開いてください。10分後には、再開します。

高西会長

それでは、再開します。互選結果を、事務局より報告してください。

事務局（宅和局長）

運営特別部会の委員さんでございますが、認定農業者では田中委員さん、中立委員では小西委員さん、その他の委員さんでは角委員さん、推進委員さんからは池口推進委員さん、三島推進委員さんと決まりました。

高西会長

はい、以上の5名に決定しましたけど、よろしくお願ひします。そうしますと、就任されました運営委員さんにご挨拶をお願ひしたいと思ひます。

田中農業委員

この度、令和元年の、認定農業者である委員ということで、運営特別部会に任命されました田中です。何も分かりませんが、よろしくお願ひします。

小西農業委員

引き続きですけど、中立委員から小西です。よろしくお願ひいたします。

角農業委員

その他の委員ということでなりました、角です。初めてなので、3年の内に何にも役しないのはと思って、一回役をして、ど

ういものかというのを経験したいと思っています。

池口推進委員

推進委員の池口です。何も分かりませんが、皆さんの足引っ張らないように一生賢明頑張っていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

三島推進委員

推進委員の三島と申します。新しい役員の中でもって、タッグを組んでより良い方向に行きたいと思っております。ありがとうございます。

高西会長

続きまして、広報部会の委員さんですが、昨年の総会での申し合わせにより、農業委員会から1名留任ということになっております。どうでしょうか。

(異議なしとの声多数)

はい、そうしますと、異議なしということでございますが、賛成の方、挙手願います。

(挙手多数)

はい、ありがとうございました。そうしますと農業委員会から1名の方は留任していただきますようお願いいたします。そうしますと、留任していただく委員さんは、どなたかいいでしょうかでしょうか。

矢倉農業委員

吉澤委員がいいと思います。

高西会長

はい、今、留任していただく委員さんを吉澤委員さんという推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

はい、異議なしということで、吉澤委員さんをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。残りの委員を農業委員から3名、推進委員から3名、互選していただきたいと思います。農業委員につきまして、認定農業者から1名、中立の委員さんから1名を選んでいただきます。認定農業者について、2番泉委員、6番大太委員、9番公本委員、14番田中委員、16番中本公平委員以上5名の認定農業者である委員さんは、1名の互選をお願いいたします。互選管理人は宅和局長に申し上げます。中立の委員さんについて、本日は8番の木村委員が欠席ですので、大変ですが10番の小西委員さん、運営特別部会委員と兼務となりますが、申し上げます。

小西農業委員

分かりました。

高西会長

そうしますと、残る委員さんで1名の委員さんの互選をお願いしたいと思います。互選管理人は日浦担当事務局長補佐にお願いします。推進委員さんは、弓浜地区、美保地区から1名、東部地区、中部地区から1名、南部、伯仙、淀江地区から1名互選をお願いしたいと思います。互選管理人は、長谷川係長にお願いします。それでは今から暫時休憩とし、10分後に再開しますので、休憩中にそれぞれ、この会場で互選会を開いてください。10分後には、再開します。

高西会長

それでは、再開します。互選結果を、事務局より報告してください。

事務局（宅和局長）

それでは、広報部会の新しい委員さんを発表します。農業委員さんで留任される方が吉澤委員さん、認定農業者から大太委員さん、中立委員さんから小西委員さん、その他の農業委員からは高橋委員さん、推進委員さんからは松本推進委員さん、佐々木推進委員さん、植田進委員さん以上の7名でございます。

高西会長

広報部会は、以上の7名に決まりました。それでは、選ばれた委員さん、ご挨拶をお願いします。

吉澤農業委員

吉澤でございます。よろしくをお願いします。

大太農業委員

認定農業者から大太と申します。皆さんと仲良く情報収集しながら、分かりやすい、見やすい広報誌を作っていきたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

小西農業委員

引き続き、一生懸命やりますのでよろしく申し上げます。小西です。

高橋農業委員

高橋です。一生懸命やりますのでよろしく申し上げます。

松本推進委員

崎津の推進委員の松本です。何にも出来ないんですが、指名されましたので、一生懸命努力はしますんで、よろしく申し上げます。

植田推進委員

県の推進委員の植田です。去年は運営特別委員会の方の役員をさせていただきまして、引き続き今年度は広報の方を担当させていただきます。もとりませんが、よろしく申し上げます。

佐々木推進委員

久しぶりに広報部に戻ってまいりました、佐々木でございます。よろしく申し上げます。

高西会長

挨拶が終わりましたが、続きまして（３）平成３０年度利用状況調査結果の報告及び非農地認定の進捗及び予定について、事務局から説明してください。

長谷川係長

平成３０年度利用状況調査結果の報告等につきまして、ご報告させていただきます。お手元にあらかじめ平成３０年度利用状況調査報告という資料をお配りしております。一昨年からお世話になっておりますけれども、昨年も平成３０年８月から１１月にかけて遊休農地調査に取り組んできました。その結果について報告させていただきます。まず調査の実施時期につきましては、８月から１１月まで昨年のご協力いただいております。体制としましては市内全域ということで、農業委員さん１８名、推進委員さん２２名、事務局６名の体制でさせていただきます。調査の実施方法につきましては、基本的には推進委員さんが、まず各地区のそれぞれの農地を調査いただきまして、その後農業委員及び事務局の担当職員と一緒に回らせていただいております。調査の結果につきまして、昨年１１月末現在でございますが、市内全域のいわゆる遊休農地の面積が１１４ha ございました。一昨年が１２９ha でしたのでおおよそ１５ha 減っております。その主な内訳としましては、農地への再生、これは草刈り管理等の保全も含まれますが、１８ha ございました。ちなみに平成２９年につきましては、その前の年と比べて２２ha 再生が見受けられました。この１８ha の再生面積のうち、その後貸し借りに至っているものにつきましては、５．５ha ございました。また一方状況が悪化したということで、山林原や原野化の進行で１８ha、いわゆる遊休農地の方から赤判定に変更していただいております。また農地転用が約１ha ございました。続きまして増加の主な内訳として、新規発生発見等が約１．７ha ございました。平成２９年が１６．５ha ございましたので、新しく発生する面積としては横ばいでございます。内約半分が弓浜地区の面積でございました。続きまして、山林原野等、もう現況が自然に戻っていると判断している農地につきましては、３３０ha ございます。平成２９年の調査が２８９ha ございましたので、４１ha 数字として増えております。まず減った内訳としましては、農地転用や非農地証明等で減ったものが約４．６ha ございました。逆に増えた内訳としましては、先に遊休農地の面

積の時に報告させていただきましたとおり、山林や原野化の進行ということでプラス18ha、また新しく発生発見したものとして約33ha ございます。地域的には南部、伯仙、淀江地区で約15ha 新規が見受けられます。また昨年の12月総会から非農地認定という形で取り組みを実施させていただいておりますけれども、今回の調査の締め切りが11月末で行っておりますので、今回の中に12月以降実施した非農地認定の面積は含まれておりません。これは次の結果報告の際にまとめて報告させていただきます。次に、2ページ目は地区別の面積を掲載させていただいておりますので、こちらはご覧になっていただくとさせてやってください。続きまして、3ページ目をお願いします。遊休農地につきましては、その持ち主に対して基本的に郵送で意向調査を実施させていただいております。時期としましては、10月までに現地の調査を終えていただいた後、11月以降行っております。まず郵送による調査を行いまして、今回につきましては、年明けの1月から3月に各地区の委員さんをお願いしまして、戸別訪問という形で追加で調査を実施する区域もでございます。調査を行った面積は、18ha ございます。そのうち8.4ha は、各地区の農業委員さんや最適化推進委員さんに戸別訪問で意向を聞き取っていただいたものが含まれております。意向調査の調査結果でございますが、農地中間管理事業を使いたいという意向を示された方が10ha、約半数を超える面積でございました。また、自ら耕作を再開したいというご意向の方が4.3ha、自ら借り手を探したいという方が1.4ha ございました。また、その他及び未回答、未回答が約2ha ございます。今後につきましては、農地中間管理機構さんと連携いたしまして、特に中間管理事業の利用を希望したいという方の農地の借り受け手続きを進めさせていただきたいと考えております。また現地調査の結果、山林や原野と判断しております農地につきましては、昨年12月以降、非農地認定の手続きを実施しております。今年7月、先だつての総会までに約12ha の非農地認定を実施済で、引き続き総会で取り決めに継続していただく予定としております。詳細につきましては、この後説明をさせていただきます。続きまして4ページ目をお願いいたします。今年度の遊休農地の現地調査でございますけれども、例年どおり、これから9月末くらいまでを目標としてお願いしたいと思っております。基本的な調査の方法につきましては、昨年一昨年と同様の形でさせていただければと考えておまして、今日、おおよその推進委員さんのお手元に地図をお配りしておりますので、そちらを活用していただければと思います。各地区の担当職員につきましても、4ページ目の下の方に掲載させていただいております。宅和局長は崎津、富益を担当します。日浦担当事務局長補佐が五千石、尚徳、成実、旧米子を担当いたします。田村係長が、巖、春日、和田、大篠津を担当します。妹

尾主幹が車尾、福生、福米、加茂、住吉を担当します。高田主幹が淀江、大和、宇田川、夜見を担当します。長谷川が彦名、彦名新田、大高、県を担当します。それでは次に5ページ目をお願いいたします。こちらにつきましては、非農地認定の実施計画、今後の計画について説明をさせていただければと思います。基本的には8月以降も毎月一定の規模につきまして非農地認定の手続きを取組ませていただければと思っておりますが、実は事務的には地目変更登記が関連してくる関係で、鳥取地方法務局の米子支局、いわゆる法務局さんの方と事務担当ベースで協議をさせていただいております。一括でやってしまうという方法もあるんですけども、やはりそういたしますと数百件という件数になって、法務局が完全にパンクしてしまって、他の業務でいらっしゃった方にも影響してくるということもありまして、基本的に毎月人数ベースで50人位を目安に非農地認定を実施していくということで現在は話をさせていただいております。今後も面積のベースではなくて基本的には人数のベースで毎月計画的に非農地認定の手続きを実施していくことを想定しております。5ページ目の(1)の地区別の非農地認定実施可能面積につきましては、とりあえず地区として取り組みが見込まれる区域だけ掲載させていただいております。この中には土地改良区の区域に含まれている地区につきましては、あらかじめ省かせていただいております。最後6ページ目をご覧くださいでしょうか、今後の月次の予定でございますけれども、年内を目安に、現在南部地区の方で取り組んでおりますけれども、成実、尚徳及び県の認定調査を実施させていただきまして、年明け1月から7月の総会までの間になんとか残り全ての区域を取組させていただきたいと考えております。なお、県地区につきまして、特に日下についてはですねえ、実は山の中に広がっているということもあって、登記地目が山林や原野のまま畑として今までできていたところが、やはり自然に戻ってしまったというケースがございます。先程も説明させていただきましたとおり、法務局との協議では、人数50人をベースにするということで話をさせていただきましたけれども、登記地目が農地でないものにつきましては、法務局での地目変更登記の手続きが必要ございませんので、特に伯仙地区の非農地認定に取り組む際には、地目変更登記を要さない方のものについても、かなりまとめて行えると考えておりますので、月によりましては例えば50人位ではなくて100人位の人数の方の農地を非農地認定することもございますけれども、地目変更登記が必要無いという事で、法務局が混乱する事は無いと考えておりますので、そういった形で対応させていただいて、なんとか来年の7月総会までには市内全区域でひとまず何とか行える所につきましては、今の委員の皆様の中で完了させていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。説明は以上です。

高西会長

事務局の説明が終わりましたが、何か質問はありませんか。

大太農業委員

非農地認定の所で、非農地と山林原野の地目は、どう違うんですか。

事務局（長谷川係長）

一緒です。いわゆる山林原野、いわゆる自然に戻ってしまっている所を、現況がもう山林や原野、いわゆる非農地になっているということを確認する作業でございます。

高西会長

今、大太さんが言われたようになあ、山林原野をどうして認定するかって言うことですけど、山林原野っていうのは。農地に再生出来んということが原則でしょ。それを少し言っといてあげるといいと思う。

事務局（長谷川係長）

具体的には、元々は農地だった所が耕作をされなくなったために自然に戻っていくと。元々山だった所が山に戻りましたと。その中で、それを農業委員会として、もう農地ではなくて山林や原野として扱う手続きが非農地認定という手続きになります。ただその前に、前段として土地の地権者の方にも、こういった手続きを取りますという事を、予告させていただいて、例えば、それでもなんとか頑張って畑に戻しますと、花木でも植えますという方がいらっしゃいましたら、当然認定手続きをする必要はなくて、引き続き農地として行くことになりますけども、特段そういった形で申し出が無ければ、現況のまま、見たままに、山、原野に戻ってしまったということで農業委員会は認定

をさせていただいて、その結果として当然農業委員会が農地として把握している台帳からは、もう農地じゃなくなりましたという事で整理をさせていただいて、併せて課税地目につきましても変更する必要があるものについては、固定資産税課の方で山林ないし原野に変更されるという形になります。

高西会長

分かりましたかいね。それで、気を付けてもらわないといけない事が、事務局にお願いしたいですが、改良区の受益区域の中には簡単に山林原野になっているからと山林原野に戻されますと、改良区が運営が出来ん所が出てきます。例えば、私が理事長しています淀江改良区は43ha位ですが、その内に国営でやった所が稲吉、壺瓶で山林原野が多々あってですねえ、頭悩ましてるところですが。淀江土地改良区の場合は、賦課金が10aあたり5,000円です。それで43haなものですから、220万弱だと。その中で、山林原野に帰って賦課金を滞らせる人がおられて。そうしますと、脱退される人は一時金の脱退決済金を払えば脱退できますが、後残った人がですねえ、改良区が運営できなくなると、これまた大変な影響があるもんでして、なかなか難しい問題があって頭悩ましていろいろ関係者に相談させてもらっている所ですが。まあ、そういう事がありますんで、そういう事があった場合は、改良区にはですねえ、改良区に加盟しておられん所は、受益面積じゃない所はまあ別ですけども、改良区の受益面積の所は、そのへんを委員さんは考えていただいて、お世話願うようにお願いしたいと。

他にありませんか。

角農業委員

今、同じ意見なのですけども、改良区の関係で、例えば弓浜の場合はですねえ、米川土地改良区は27年の時に農地だった所は全部受益地になっています。ところがその時に竹林とか林の場合は原野で、今現在、20年30年放っておいてですねえ、畑だった所が、開墾されて畑だった所が今もう原野になってしまっという所はですねえ、米川土地改良区としては決済金という形で貰って農地から外して原野と

いうことにしてもらえるようにしています。人がたくさんいましてですねえ、私の代にこの負債を残しちゃいけないということで、原野にしますと税金も安くなるということで。農地として使えない、例えば神社の縁とかですねえ、ああいう所はもう原野ということもいいんじゃないかと、農業委員会の了解を貰えれば農地から外すという。どうしても弓浜部は、原野化は駄目だという質問はやめてもらいたいなど、説得してどうしたらいいかというのを一緒に考えていきたいと思います。

高西会長

他にありませんかいね。今角委員が言われましたが、角さんは米川土地改良区の理事長さんで、受益面積は大きいですがねえ、淀江なんかはねえ受益面積が少なくて、米川は、脱退決済金がいくらか良く分かりませんが、淀江の場合はですねえ、国営の所が今47,000円です。それで近いうちに通常不可金の50年分、10aあたり25万ぐらいにしないといけんなど、そうしないと残った人が困ってしまつて改良区を解散しないといけないような状態になるもので、その辺をいろいろ考えて、いっぺんに言うと皆が何で、時間をかけて説明して理解してもらって、ここ一、二年のうちに定款変更しようかなと思っておりますが、だんだんそういう傾向になりはしないかと思うのですが、ちょっと事務局聞きますが、山林原野化してるのはどの辺が多いかな。

事務局（長谷川係長）

今回お配りした資料の2ページ目に昨年の調査結果、遊休農地と山林原野のいわゆる赤で見ている所の地区別で掲載させていただいておりますが、面積としては弓浜部が多くあるんですけど、ただ弓浜にはなかなか耕作が難しい水田も赤に含まれておりますので、それを考慮いたしますと、やはり山が多い所、伯仙や南部が多いです。

高西会長

はい、分かりました。ありがとうございました。他にありませんかいね。

公本農業委員

弓浜部より山手の方がとおっしゃたんですけども、私も十数年前からずっと行政の方をお願いしているんですけども、弓浜地区もねえ、あと10年したらねえ、原野が一杯出来ますよ。強制的でいいから、自分の所の梅檀の木は除去してくださいと。周りに迷惑がかかるからやってくれんかという事を何回も言ったんですけども、確かにそれはいい事だって言って、どうでもいい事になってしまっ。鳥が種持ってきて畑に落とすと、その木が大きくなると実がなるようになって、またそこで広がる。凄い勢いですよ。

高西会長

いやあ、それは本当にねえ、弓浜ばかりじゃないと思うんですけども、まあ委員さんの中にも、今年農協が役員改選で、淀江の田中さん、中本公平さんが理事になりましたけども。農協の理事で、5年後10年後がどんな状態になるかってあんまり分かってないようです。淀江の田中委員さんと良く話してお願いしている所ですが、そうしますと農協の運営が大変な事になります。本当は、理事はこういう事を真剣に考えてもらわないといけんけど、職員が半分くらい職員のOBがねえ、勉強が足らんって事は何で、農協にはいろんな機会を捉えて、そのへんをしっかりやってもらえるようお願いしていますが。

公本農業委員

こういう話も来たですわ。私の近所の方がね、けしからん奴がおると。畑に雑木をねえ7本植えたそうです。それで大きくなったら、要するに俗にいう非農地にしてもらえるというような、とんでもない奴だなあと言ってねえ。半分くらいは抜いたようですけどもねえ。それから、私の周辺は弓浜のど真ん中ですけど、昔はねえ、つい7、8年くらい前はねえ、何とかうちの畑借りてもらえないかと言って一杯来たですわ。ところが、3、4年くらい前は、なんと安くてもいいので買ってもらえないかと。ところが今は、なんと貰ってもらえないだらうかと。80代の一人の方がねえ、負債を残したくないから、貰ってくれんだらうかって。もうこういう世界ですよ。

高西会長

あのお、委員さんも覚えておられると思いますけども、弓浜でも他人さんに無償で譲渡が2、3件あらへんでしたか。淀江でも確か3件くらいありました。水田だったですけども。まあ、どこも、こういう事が今後も続くといったらおかしいけれど、出て来ると思います。それを各委員さんが見られたら、見て見ぬふりではなく、相談に応じてあげたり、またいろいろな事を指導していただいたりしてですねえ、周辺の農地に影響が無いようにしてあげないといけんと思っているところです。まあ、そのへんを皆さんよろしくお願ひしたいと思ひますが。

他にありませんかいね。

無いようですので、次に進みます。

それでは、令和元年度遊休農地調査と非農地認定については計画に従って進めてまいります。

続きまして（4）ブロック別での検討会（仮称）について、事務局から説明してください。

日浦担当補佐

ブロック別での検討会（仮称）について（案）米子市における農業の課題は、各地域によってそれぞれであり、各地域の課題に対応した農地利用最適化活動を推進していく必要があることから、地域ブロック別の検討会を立ち上げようとするものです。ブロック別検討会での活動としては、地域における農地利用最適化活動に係る検討及び実施、また人・農地プランの実質化を進めていくため、地区協議の場へ出席し情報提供を行うなどが考えられます。人・農地プランとは、市町村の適切と認められる区域ごとに、当該区域の農業において、5～10年先を担うことが見込まれる農業者、当該区域の農業の将来のあり方について、当該区域の関係者による協議の場で話し合い、その結果を取りまとめて公表するものです。米子市では、現在5地区に分けた人・農地プランが策定されています。今回のブロックの案としては、福生、車尾、旧米子、福米の農業委員、推進委員さんで1ブロック、住吉、加茂、彦名、彦名新田、夜見で1ブロック、大篠津、和田で1ブロック、崎津、富益で1ブロック、成実、尚徳、五千石で1ブロック、大高、梶、春日地区で1ブロック、淀江、

宇田川、大和地区で1ブロックです。改正された農地中間管理事業法では、農業委員及び推進委員が各地区の協議の場へ出席し、農地所有者の農業上の利用の意向その他農地の効率的な利用に役立つ情報の提供を行うものと明記されました。今後いろいろやっていただきたい活動がどういうことかというものを具体的にお示しして進めてまいりたいということから、まずはこの形での進め方をご検討いただきたく案とさせていただきます。

高西会長

何か質問はありませんか。

矢倉農業員

弓浜米子中央があまりにも範囲が広すぎて、例えば車尾とかの方と浜の方は、どんなものですか。大篠津、和田、崎津、富益は一緒ぐらいの方が良くないか。

米澤推進委員

農家の要望とかはあるものですが、実際毎年JAの2月から3月にかけて、集落座談会に3名とか5名とかそんなもんですよ。出席されるのは。逆に言えばこういうのをどういう具合にして出席してもらうのか手を考えないと、なかなか進まない。

上場会長

農業会議会長の上場でございます。少し状況の話をさせていただきます。先程、公本さんからありましたようにですね、もうただでもいいので引き取ってほしいという時代になりまして、相続放棄ということがやたらに出て来るようになりまして、昔はサラ金まみれなんかだと、負の財産はいらんので相続放棄をしたわけですが、今や田んぼも畑も屋敷も全部相続放棄をするとうことがですね、県下頻繁に起き

るようになりました。私の方はそういうものを間に入れてお貸ししているわけで、じゃあ担い手からもらったお金を誰に払えばいいかということになりますので、これは法務局にするんですが、所有者が分からない土地だとか、相続を放棄することが頻繁になると、そこが大変であります。そこでですねえ、どっちにしても農地は地権者の財産ですから、第三者が勝手に持って逃げることは出来ません。ところが当事者はですねえ、娘は東京だ、皆おらんようになったということで、当事者能力も無い。そういう困った問題がありまして、とにかく当事者に寄ってもらってですねえ、5年先の事を話してもらわんと手が打てない、という事になったのが今回の全国一斉展開です。ところが、今言われるように、来るもんはおらんと、来るのが本当に少なくなったらどうするかということがありまして、その場合はですねえ、地権者の人は、もう任せました、知りませんという人が一杯おられますけれども、その地域の中にはこれから農業をしたいという人もいらっしゃるわけなんです。これがゼロだと、日野や江府のようにゼロの場合はどうするかがありますけれども、農業がしたいという人があるなら、その人に寄ってもらって話を聞かねばなりません。それで、先程の矢倉さんからですねえ、大篠津、和田、崎津、富益は一本ぐらいがいいんだないかってご提案がありまして、それはご検討いただければ、私もそのくらいがいいのかなという感じがあります。大篠津で今、ねぎを作りたいという子がおるわけですけども、やっぱり大篠津が拠点で富益や崎津やその辺が候補になってまいります。そういう新規就農者の人にですねえ、例えば4人でも5人でも寄ってもらった時に、推進委員の皆さんや農業委員の皆さんが、その人達もですねえ、一生懸命借りたりをしていますから、どういう状況であるかという事を聞いてあげる。それはここに地区割りかしてしてありますけども、箕蚊屋ですと巖生産組合は下郷やそっちの方で展開していますし、担い手はかなり広域に渡っておりますので、JAの座談会の会議は、確かにおっしゃるとおりの状況ですけども、そこはですねえ、一步前に出にゃいけないので組んでいる所であります。それで県下19市長村がどういふふうに取り組むかということで、県と私共がヒアリングをしております、米子市については昨日の午前中に県の方とのヒアリングが終わっております。非常に難しいわけですけども、ここの道はいかにゃいけないですねえ、やっぱり人様の財産ですから、当事者に自覚をしてもらことも必要だしですねえということでもあります。あといくつかの市町村は、自分の地域の農地の状況をですねえ、地権者に配る、まあ農地白書ということで、うちのゾーンには遊休農地がこれだけ多いとかこうだとかいう様子をですねえ、そよかぜだとか農協の、これは一本になりますので、少し詳しくに情報提供しながら、地図を使って一步ずつ前に出るのが取組ですから、少しお話をさせていただきます

した。

高西会長

はい、ありがとうございました。他にありませんかいね。

森中農業委員

今、上場会長からお話があったんですけども、遊休農地をですねえ、推進委員なり農業委員が遊休農地を誰かに耕作してもらいたいということで、紹介するだけでも紹介したものが手一杯で受けられないというのが春日にも巖でもあるんです。その時にですねえ、大森さんとも柳谷さんにしても手一杯ってことで、間に入って話をするんですが、どうしても受けてもらえない。主人が亡くなられて農地が荒れ放題になって近所からも迷惑がかかる、草刈りして火付けたら消防車が来たという騒ぎもあったりして、そういった所が二、三あるんですよ。それをねえどうするかっていうことかと思うんですが、第三セクター的なもので、そういうものを施策の中に入れて、出来るような方法なんかはとれないもんだろうかと思うんですけど、そのへんはどう考えてるんでしょうか。

上場会長

森中さんありがとうございました。今、森中さんありましたように、その地域の状況を踏まえずにですねえ、机の上の空論みたいなことで世話せいとかですねえ、会に出てもですねえ、何の事だということになるわけでありますので、担い手の様子がどういうことかということとは、やっぱり別途厳密に打合せがいます。稲作の面でいきますと、既に柳谷が100haを超え、大森も100haに近づき限界にきておまして、まあご挨拶で申しあげましたとおり、全国一位だといってわっさわっさ付けていったら手一杯になりましてですねえ、もうよう受けんということになっております。それで、県の政策は、1割2割規模拡大をしたらトラクターを補助しますということなので、がんばる農家プラン。まあ、大太さんもそういうことで規模拡大しますと言えば補助金が出るわけです。ところが100haもなってます

ねえ、2割規模拡大っていったら20ha ですから、それはとんでもないことですね。だから規模拡大だけで路線を引いてきても必ず限度というものが出てきますから、そこから後は守りという事も必要になってまいります。そこでですねえ、じゃあ箕蚊屋は、春日が350ha あって柳谷が100ha を占めていますけども、残りの250ha はじゃあどうするだということで、田邊理事長他ですねえ農協も寄って、誰それがされませかっていうけれども無いわけです。そうするとですねえ、あと250ha どうするのかと。巖も一緒です。250ha のうち三分の一は大森ですけどもあと三分の二の受け手がありません。そこでですねえ、今言われた公社が出来んかという話であります。米子の地域はですねえ集落営農が無いわけですねえ。これが南部や伯耆になると伯耆の郷だったりとありますけども、集落営農がありません。それから伯耆も南部も公社があるんですけども、米子は公社がありません。JAが受託をすることになってるんですけども、めいっばいなんでもうせんということで来てくれないわけです。従って、今森中さんがおっしゃったような事をですねえ、今日は市の方は帰ってしまわれましたけれど、やっぱり市の方でどういうのを作るかということが伴わないとですねえ、なかなか寄合をしても前には出んということで、富益のほ場整備、皆生のほ場整備はやっぱり具体的にこうしようという事がありましたので、地域の人も寄って来られますし話が前に出ましたけれども、ただ寄合ほどしてもなかなかそこは難しいと思いますので、今の森中さんのお話のような事をですねえ、きちんと一緒に議論していくと。ここは土地改良区もJAも市も機構も皆含めて、問題意識を共有してやっていくことが大事だと思っていますので。

高西会長

ありがとうございました。まあ、上場さん、出来るだけ早いこと、市と農協とそれから農業委員もですが改良区と話してその辺をどうするかという事を、今話された公社化っていいですかねえ、そういう事も本当に真剣に人任せみたいな事だなしとに話をまとめていかないんじゃないかと思っておるのですが、農協は一時ねえ、なんか夜見に遊休農地対策みたいなものであったですけども、今はどうもあそこには無いようですし、なかなか農業って事になると自分でまとめてやろうというのが市でも農協でも無いもんですので、それが今後のお互いですねえ課題じゃないかなと思っておりますが、皆さん、ひとつですねえ、いい知恵を出し合って問題に対処していきたいと思っております。今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

矢倉農業委員

関連してちょっと私の意見を言わせてもらいます。私は浜のもんなんですけども、さっき公本さんが言われたように、10年先はセイタカアワダチ草が全部占めるんじゃないかなと。それだけ遊休農地が増える。ということは、担い手の方が、農業をする人が少ないから土地が余ってくる。なんで農業がしたくないかっていうと、農業でなかなか食っていける状況になっていない。若い人がですねえ、もっと農業を携わって食っていけるには、やっぱり国とか県とか市とかが補助金をどんどんもっと付けてもらって。例えば米子市でも耕作放棄地でセイタカアワダチ草が生えている所と綺麗にトラクターかけて、ねぎでも作れるようになって、その補助金が24,000円しか出てない。これは10年も前から同じような金額で、その時には県が10万円くらいの補助金を10年くらい前は出してたけども、それも今もう無くしてしまって、10ha以上の規模なら国はいくらでも金を出しますよと、そういうふうな事に今現状なってるんじゃないかなって、間違ってたらごめんなさい。それで、我々農業委員も国とかあらゆる所に働きかけ、補助金をもっと出してですねえ、若い人が農業に積極的に参加できるようなふうに、まあ働きかける、もっと補助金を出せと。そういう風な我々農業委員も具体的に動こうじゃないかなというのが私の意見です。

池口推進委員

米だけだったらねえ、4人家族で子供2人おって大体どれくらい作ったら普通の生活ができますか。

上場会長

なかなか難しい質問だと思いますのがですねえ、1反に何俵とるかという事も関係してきまして、やっぱり天気見ながらですねえ、きちんと水が見られて、まあコシヒカリでも10俵とれるとか、キヌムスメなら12俵がとれるとかいうものでですねえ、何ヘク作れるかということになります。それで今度は規模が大きくなってくると、代掻きに行きたら水が上がとらんと、水上げたら池になっていたと、田植えしたらまた池になって除草剤も肥もみんな流れてしまってですねえ、ひえまみれで1反が3俵だと、というような姿だとですねえ、これは

何へく作とったって、今私共は農地を間に入って借りてもらって地代を取りますけど、実は地代が払えない方もあります。それでここはですねえ、じゃあJAの方は融資センターでいい具合にしてあるだけかというところ、ここがまたいろいろありまして、これはまた個人情報なものですから。いい人はですねえ、従業員に20代で200万円、30代で300万円、40代で400万円、最高はボーナス入れて500万円まで払いますよと、それに働き方改革して、あそこに努めておって良かったなあっていう所まで払っている人もあります。その上で内部留保が出来て規模拡大の投資が出来ていると。片一方見栄えは大きいけれども困っている人もおりまして、そのためにですねえ、農業会議としては税理士さんや中小企業診断士や社会保険労務士を入れながら、本当の経営をじゃあ5年かけてどこから強くしようかということ今取り組んでいます。やっぱり規模が小さくても利益が上がる経営でないですねえ、いけませんので。あんまり数字が先走っても大きく幅がありますので。それとJA西部管内の稲作農家は全部ねぎ屋さんですので、ねぎ作って従業員の給料払っているんです。だから年間雇用するためにはねぎがものすごい力を持ちます。北陸や東北の方は米だけですよね、田植えと稲刈りですから従業員なんかあそばにやいけんくなります。ねぎはありがたい事です。

吉澤農業委員

このブロック別検討会というものなんですけども、これは、頻度はどれ位の事を考えておられるでしょうか。今我々後1年ですけども、その1年の中で何回位こういった検討会をされる予定なのかなと、それともう一つ、ブロック別検討会で、これ私非常にいい事だなと思っただんですけども、ただそれは最初に例えばもっと大きく分けてですねえ、例えば畑と稲作の2つの地区とかですねえ、青地と白地のそれぞれの地域で持っていることとかですねえ、あるいはまた我々は農用地じゃなくて調整区域がほとんどですので、そういった農用地と調整区域で違った事があると思うんです。大きなブロックに分けてそれからなんかこういう地区別に入って行くのもどうかなっていうのも気がするんですけども、最初からこういう小さな地区別の事に入ってしまうと何か本当に細かな事ばかりになってしまうのかなという気がするんですけども。

事務局（宅和局長）

開催の頻度としましては、必要に応じてという事で考えておりますが、年に4回5回くらいは開催しないといけないのかなというふうに思っております。また、大きなくくりで畑、水田というような話があったんですけども、まず小さい単位でしまして、それでまた大きなくくりで意見交換会という事でブロックを青字、白地でもいいでしょうし、畑、水田、果樹園地帯でもいいでしょうし、それぞれの検討会という形で、各ブロックで何箇所かでまとめて大きなブロックでの検討会ということも考えていけばいいかなというふうに思っております。

伊塚農業委員

今までずっと農業委員をしとってねえ、本当に難しい問題を言ってきたわけなんです。私も明日人と出会うんですが、難しい問題をどう解決するかという事を、やっぱりちょっと勉強してやっていかんと、法務局になど入ってもらってやっていかんと、JAとかそういう所ばかりでの集まりも大事だけど、そういう高度なやつもやってもらって、今誰もが思っている問題点というのは沢山あると思うんで、それを解決して展開していくというやり方を示してこんど、今私いつもいろんな人と話したりいろんな事をするんですけど、やっぱり抵当権設定されたりして頭が白くなってしまってどうにもならんとか、なんとかならんかって私の所に言われるんですけど、どうにもならんやつばかりなんですね。そういうやつを一つ一つ具体的にこう潰せばいいんじゃないかというような話ができるようなものを設けて、確かにこの事は大事だと思うし、これから先集積しないといけなかったら、この話は大事だと思うんですけども、これから家や土地を投げてもいいという人が一杯で出したんですよ。そういう事に今どうするんだっていう、ある程度いいアドバイスが出来るような、そんなに難しいやつじゃなくてもいいんですけど。ですからそれだけの事を、情報とか農業委員として、そこまでせんでもいいってところはあるんだけど、ちょっとはそういう事をやっていかんと。確かにJAとか中間管理機構とかこれから先やっていかないといけんことは良く分かるんですけども、もうひとつ踏み込んだやつをやっていかんと、大事な事が全部抜けてしまって、何をしているのかっていうのが先に来てるんで、ちょっとそういう場面も作ってもらったらいいなと思うんですけども。なかなか難しいとは思いますが。

高西会長

今、伊塚さんが話されたことについて、事務局何か。

事務局（長谷川係長）

基本的に、個別具体的ケースについては、その個別具体に沿った形でのお話にせざるを得ないと考えておりますので、そういった場合本当に法律的に難しい問題もございましたら、それこそ事務局に個別にご相談いただけましたらと思っております。それとは別に今回の検討会はですねえ、基本的に、ブロック毎の委員さん方に集まっていただくことを基本としております。その中で、ご自身の地域の事は当然良くご存じのはずですけど、周りの地域も含めて一体として、どういった問題があって、どういった解決策があって、例えば担い手農家さんは、この方がうちの地区にはいらっしやって、もうちょっと広げたいけれどもうちの地区には無くてというような形の情報提供も出来たりとか、基本的には、まず皆さんご自身の地域の情報を共有していただいて、さらにそこから最適化の推進を進めて行くためには、どういった各地区毎に課題があって、それを解決していくためにはどういった事が必要だろうかという事をまず考えていただく場として設けさせていただきたいと考えております。その中で例えば、関連する組織でこういった団体を呼んで欲しい、であったりとか、こういったところのこういった制度の話を知りたいとか、そういった事をおっしゃっていただくと、調整の方はこちらの方でさせていただきますけれど、まず小さい区分けを作らせていただいて、皆さんで話し合っていたらいいと考えて今回こういった形で提案をさせていただきます。

田中農業委員

今、長谷川さんが私の思いを言ってもらったような気がするんですけども、今回のブロック別検討会というものは、いわゆる農業委員と推進委員が情報交換したり、勉強会というような形でしていくというのが目的じゃないですか。だからその中でいろいろ問題点が出てきたら、もっと大きなブロックとか総会でやっていくという方向性を持ってやっていけばいいんですよ。だからあまり最初から難しいことに入ってしまうと、このブロックの検討会も空中分解してしまうような気がするんです。だからとりあえずやってみたらどうですか。

高西会長

事務局に言ったのはですねえ、今年、北広島町に研修に行ったのですが、そこではですねえ、まあ米子では最適化推進委員と委員さんと総会の時に案件があれば推進委員さんは出られますけれど、中には来られない推進委員さんもおられます。北広島町に行った時にですねえ、毎月合同の会議をされているわけですねえ、推進委員さんと委員で。それで毎月するって言うのは大変だろうから、まあとりあえずは四半期毎に最適化推進委員と農業委員とが協議するような場を考えにゃいけんという事を私が事務局に言っておったものですから、まあ、こういう具合にしてくれたと思いますが。これもですねえ、人農地プランを一番進めて行く元だと思います。ですから、いろいろ事務局が考えてくれましたので、やってみていけん所は直し、それから足らん所は補足してですねえ、時間をかけてどうしたら本当に農家に寄り添ったお世話が出来るかという事を考えていったらなあと思っておりますんで、これを出発点にしてですねえ、いろいろ委員の皆さん最適化推進委員さんでもですけども協力していただいて、進めて行けたらなあと思っておりますけれども、どんなものでしょうか。まずやってみるという事で、それでいけん所は改めたりしてやってみればいけんじゃないかなと。最初から完璧なもんはなかなか難しいでしょうけん。やりながらやっていたらと思うのですが、いかがでしょうか。

(異議なしとの声多数)

はい、それなら、そのような事でやっていきたいと思えます。事務局そのへん良く理解していただいてお世話いただくようお願いいたします。

他にありませんかいね。

以上で総会での日程は全て終了しましたが、その他、委員さんの方から何かありますか。

公本農業委員

せっかく上場さんが見えているわけだから、ぜひこれをお願いしたいと思うんですが、今私の所で問題になっているのは若い新規就農の人達が相談に来ているんですけども、ねぎを作るって言って畑を整備したいと相談に来て、担い手育成機構に相談したら、それはせんと言われたと。それからすぐ近くの富益の営農センターに相談に行ったら J A アグリは忙しくて出来んと言われたと。それで方々聞いたら私がやっていたからって事で相談に来たと。実際畑を見たらねえ、葎が 2 m 5 0 c m くらいの高さで生い茂った畑です。これをねぎが植えられるような状態にしてくれということで、3 0 万近くかかるよと、根っこから全部バックホーでやったらとか。せっかく若い人がねえ、農業分野に来てても J A もそういうのがねえ、この人一人じゃないです。和田にもありました。新規就農は積極的に支援しないといかんのに、実際これが現実ですよ。一件だけじゃないので。島根県は、今、県内からの若手の新規就農者がすごい増えとるですわ。これは、私も実際見たわけじゃないですけども、ビニールハウスを貸すんですって、安く。それで 7 年営農したらそれが貰えるそうです。それにプラス畑が付いて来て、ネットで県内の若手を募らせたなら、当初予算が 4 カ月位で全部に。だから若い人がいないから、若い人がいる所から若い人を取るような施策をせにゃいけんと思うし。

上場会長

農業する人がですねえ、宝物だということは大鉄則でございますのせで、これは多分この会場の皆さん同じ考えだと思います。それでいろんな人が農業に入ってきますので、それは多種多様な考え方で入ってこられます。それで、それが今現状がどうなっているかという事を皆さん方に説明をさせてもらった事ありません。中にはすごくいい人もあるし、そこそこの人もあるし、何だかいなって人もありましてですねえ、その現状をぜひ皆さん方にお話しをさせてもらい、そしてまた現実にこういうのがよく頑張っておられるところをご案内をしてですねえ、客観的にご判断いただきたいと思います。今の公本さんのお話聞いてますと、何にもしとらんような事になります。それはちょと誤解だと思いますんで。それで、中にはですねえ機構もいらんだと、農協もいらんだと、自分でするわって人もあります。もしそういう人に公本さん出合われたら、ぜひ私に電話ください。だからそこは本人が嫌いだっていうもんをこっちも行きようがございませんから、

出会ってみたら良かったなあってことになるかもしれません。そこはぜひ公本さんは私に連絡いただくという事をお願いしておきたいと思
います。それから、また機会を改めてそこはきちんとうですという事は申し上げます。それから島根県はですねえ、リース方式でそうい
う事をやっております、成果が上がっております。そこはまたそれなりのやり方もありますので、またこれもですねえ、近県がどうやっ
とるかとか、また皆さんにご紹介してご検討いただくということで。よろしく申し上げます。60になってやられている方もありますので、
またご紹介いたします。

高西会長

ありがとうございました。中本理事とそれと田中理事さん、理事会でまたそんな話をねえ、是非していただいて、よろしく願います
けん、期待していますので。

他に何かありませんかね。

これをもちまして、第1回米子市農業委員会臨時総会を閉会いたします。

閉　　会　　午後3時40分